は悲劇的である事の本質を、的確にギャグ化して指摘してみせてくれた、いしいひさいちさんの２月２４日付けの朝日新聞の漫画を紹介しておく。「隠すより現わる」。被告が姑息に立ち回れば立ち回るほど、そのもくろみは、より広く、より多くの人に知れ渡ることを、被告は知るべきである。（以下次号）

Ignorance Is Bliss

translated by Kathy Martin

1 "If fear of nuclear power spreads, it could threaten our energy policy. Whatever you do, don't call this an accident. Refer to it as a plant phenomenon."
"But won't we be criticized for manipulating images and hiding the truth?"
2 "It's for the good of the nation. It can't be helped."
"So a dump truck crash is a traffic phenomenon?"
3 "There's been an accident at the Dekoyama Plant! Almost a meltdown!"
4 "So we should call this a phenomenon related to the near meltdown at Dekoyama?"
"No, as I recall, that area used to be called Iwaki no Kuni."
5 "We'll call it Banshu Bo Juudai Jisho."

（１頁から）１号炉誘致当初から問題ありと思っています。四電や自治体は、原子力平和利用の大原則（自主、民主、公開）を守ってきませんでした。昔から汚れたことの無い地域と自然を守ってもらいたいと念願しましたが、彼等は、ただ金力と権力のまかり通るゴリ押しの社会を造りあげてしまいました。残念で許されない行為です。

私たちは国を相手に、原発取り消し裁判を長期にわたって続け、現在、１号炉訴訟は最高裁にまで進んでいます。私たち住民が好まない裁判であっても、真実はただ一つとの大原則の下に、反原発運動勝利の悲願の日まで続けたいと祈願しています。

全国の反原発運動支援の皆さんに、今年も心を新たに、物心ともどもの御支援をお願い申し上げ、年頭の御挨拶と致します。

会計報告（'91.12/1～12/31）

収入	
会費	９０、０００
ニュース講読料	１２８、０００
コピー代	４、４４０
計	２２２、４４０
支出	
ニュース印刷代	２５、０００
郵送料	１０、４１３
振替手数料	１、０９０
資料費	７、０４０
事務用品費	２２、６００
ゼロックス・リース料	１０、３００
計	７６、４４３
差引	１４５、９９７
積立金合計	２、０８０、３４６

伊方訴訟ニュース

第 221 号
1992年１月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

年頭の御挨拶

１９９２年元旦

伊方原発反対八西連絡協議会
代表　広野房一

謹んで新春の御祝詞を申し上げます。

新年明けましてお目出度うございます。健やかに新春をお迎えのことと存じます。昨年中はなにかとお世話になり有難うございました。本年もなにとぞ宜しくお願い致します。

私たちの伊方原発反対闘争は２３年の歳月を経過致し、多くの問題をかかえながらも、皆様方の御支援により今日の日を迎えましたこと、感無量のものがあります。

電力会社を始め国、自治体は一体となり、原発推進を進めてきました。しかし、世界、そして日本においても、原発に対する考えが１８０度転換したことも事実で証明されてきています。米国スリーマイル島原発、ソ連のチェルノブイリ原発、そして遂に日本でも、去年（１９９１年）２月に美浜原発で大事故が発生し、推進派が一貫して宣伝してきました原発安全神話は崩れて、昨年の日本の１０大ニュースの中に入る大問題となりました。

伊方原発においては、その周辺での度重なる魚の大量死、そしてコバルト６０の検出が公表されても、四国電力は、伊方原発に関係なしと言い続けてきました。

伊方原発建設については、（以下４頁に）

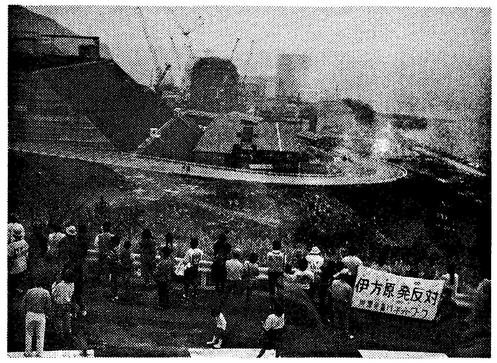

「原発止めよう伊方集会」参加者の輪
昨年10月27日、手前は建設中の伊方３号炉

２号炉第３５回公判

１９９２年２月１３日（木）午前１０時
松山地裁大法廷

午前中は、昨年１１月に公表された被告通産省の美浜２号機事故最終報告書について、原告側から厳しい反論が行われる予定。午後からは被告側の最初の証人石川迪夫氏（北海道大学教授）に対する被告側からの主尋問が予定されている。

石川氏は、通産省の原子力技術顧問会のメンバーで、「最終報告書」の作成、審議にも関わった「美浜２号機調査特別委員会」のメンバーでもある。

強大な被告を相手に、弁論と証人追及に取り組む原告らに支援・傍聴を！

原告準備書面

美浜２号炉蒸気発生器細管破断事故と本件許可処分の誤り（３）
－真相究明は今から－

（１９９１年１０月３日提出）

（その２）

（一）被告準備書面（二七）の問題点の指摘及び批判

(1)「事実関係について主張する」と言いながら「事実」をゆがめる被告主張

ロ　一の２　美浜２号炉事象の経過の概要、の項について

－「完全破断」を「損傷」、「事故」を「事象」と言い換えて事実の矮小化をもくろむ被告通産省。その愚かさと恐ろしさ－

被告は今回の美浜事故について、その概略、経過を記述するに際しては、蒸気発生器伝熱管（細管）の「破断」を「損傷」と記述している。

また、「一経過」の項だけでなく、被告書面（２７）において総て「事故」と書くべきところを「事象」と記述し続けている。

この書き替えは何故なのか。どういう理由、根拠にもとづいているのか、本書面では全く不明である。従って、その理由と根拠を被告は示さなければならない（求釈明一）。

なぜならば、原告が、これまで提出した甲３１号証及び３２号証中の各証拠によって明らかな通り、少なくとも被告を除くと、総ての事故関係者は、細管の完全破断が判明してから後は「破断」と記述、表現しており、また、「事故」を「事象」と表記、表現しているものは見出されない。その理由は明確である。即ち、本件安全審査報告書及び申請書において示されている通り、細管の破断は「事故解析」の項において「蒸気発生器伝熱管破損事故」として挙げられ、更に「重大事故」「仮想事故」として想定されているからである（乙第４号証ｐ33～ｐ41）。

従って、被告が「事故」を一貫して「事象」と言い立てるのは余りに不自然である。

しかしながら、本件で被告自ら「わしら専門家にまかせて、裁判所も国民も引っ込んでおれ」と主張する知恵者ぞろいの被告らが、理由も考えもなく、あえて「事故」を「事象」と言い換え続けることはないのであるから、知恵のないと言われる我々原告も、知恵がないなりに、その被告の「理由」を考えてみるしかない。

そこでまず「事故」と「事象」について考えてみる。広辞苑（岩波書店発行）でみると、「事故」は「①事件。出来事。また支障。②事柄の理由。事のゆえ」とあり、「事象」は「ことがら。事実の現象」となっている。

「事故」と「事象」は明らかに異なった「云葉」である。「事故」は「支障やわけを伴った事柄」であり、「事象」は「単なる事柄」である。従って、この二つの云葉の使い分けによって、使用した者の「事柄」に対する見方、立場が明確に表されることになるのである。

被告は明らかに、今回の美浜原発２号炉で起きた「細管の完全破断、外部への放射能放出、非常用炉心冷却装置の稼働、加圧器逃し弁の不作動」を「単なる事柄」として取り扱い、他者に対しても、そのように反応、対処することを求め、期待している－としか考えにくいのである。

しかし、そのようなもくろみ、期待はかなうであろうか。既に原告の甲３１号証の１１で示している通り、事故から４日後の２月１２日に、原子力安全委員会の内田秀雄委員長は、記者会見の席上「緊急炉心冷却装置が作動した日本で最初の事故。重大な事象と認識している」と述べており、「事故」と明言した後に「重大な事象」と述べている。ここでは「事故」と「事象」の云葉が、少なくとも、その意味にそって使用、区別されている。しかし被告のみは、依然として、本書面でみる通り、かたくなに「事故」を拒み「事象」とのみ云い続けている。しかし、最も肝腎な事故当事者の関西電力でさえ、はっきりと「事故」と明言、表記している事実を被告はどう考えるのか（甲３３号証の２）。

「破断」を「損傷」と言い換えているのも、これらのやり口と軌を一にしているものである。「損傷」を先の広辞苑で引けば、「傷つけられ、損なわれる」とある。この意味をそのまま“広く”解釈すれば、どんなに微細なキズであろうと、バッサリと断ち切られた場合であろうと、この「損傷」という字句の中に含まれそうではある。しかし今回の事故について、被告を除く関係者、報道機関、関電は、いずれも、「完全破断」あるいは「ギロチン破断」としている。

しかし被告は、例えば、核燃料の穴あき、ヒビ割れも「ピンホール」と表記し続けているのである（甲１号証１の８～１３）。

被告らは、これまでの事故に際しては、その事故の程度を被告らが勝手にランクをつけて、その事態を軽く見せようと表現し続けてきたのである。そして、細管の完全破断に直面するや、その事故の状況、程度を一切無視した形で「損傷」の表記に逃げ込もうとしているのである。何という身勝手なことであろうか。しかし被告の身勝手さは、こんな程度のものではない。原告の主張を聞いた人の中には、ひょっとして被告は「完全破断」という「云葉」を「知らないために」、本書面で「損傷」としているのでないかーと、思う向きがあるやもしれないが、そうではない。被告はちゃんと知っている。知っているだけではなく、この書面（２７）の中で、唯一カ所にのみ使用しているのである。本書面の「美浜２号炉事象の原因と本件安全審査との関係」なる章の２の最後に「なお、本件原子炉の安全審査においては（略）伝熱管１本が（略）瞬時に完全破断を起こした場合を想定し（略）」と明記している。

なんということか被告は、事故の実態を示す箇所では、細管の完全破断という現実にもかかわらず、頑として「損傷」なる表現を押し通しておきながら、一方で、被告の立場を擁護、弁明する際の記述では、しっかりと「完全破断も審査したぞ」と、細管破断についての表現を同じ書面の中で使い分けて使用しているのである。

勿論、この被告の「完全破断を審査」という主張そのものが、単なる机上の「文言」でしかない代物であることは、前回の原告書面の（六）項において指摘しているところである。

被告の、この事実を正確に示そうとしない姿勢、考え方に対して、報道機関やギャグ漫画界からも「原発への不安を抑える狙い」、「イメージを操作して事実を隠そうとするもの」と批判、やゆされている。左記（次頁）に、全国７００万人の読者に今回の被告の喜劇的で、それ故に、我々原告や国民にとって